

国鉄1047名解雇撤回！ 井手・深澤を法廷に！ 裁判闘争勝利に向けて

○2024年2月11日 国鉄集会・藤田正人弁護士からの報告

○2023年4月14日 東京地裁での動労総連合・田中委員長証言

世界戦争の危機が現実になり、岸田政権は戦争国家化に向けて突き進んでいます。一方で、労働運動再生に向けた新たな動きが始まっています。この時代にあつて、国鉄分割・民営化反対、1047名解雇撤回を貫く闘いの意義はますます大きくなっています。

国鉄1047名解雇撤回をめぐる裁判は、地裁の裁判長に対する忌避申立てが却下され、東京地裁での裁判が再開されようとしています。闘いはその後も高裁、最高裁と続きます。井手JR西日本元会長、深澤JR東日本社長の証人尋問の実現に向けてこのパンフレットを作成しました。

2024年3月 国鉄闘争全国運動 事務局

〈2024年2月11日 国鉄集会・藤田正人弁護士からの報告〉

2024年2月11日、国鉄闘争全国運動が主催する「国鉄分割・民営化による不当解雇から37年 2・11国鉄集会」が開催されました。国鉄1047名解雇撤回・JR復帰・団交開催を求める行政訴訟の弁護団の藤田正人弁護士から裁判闘争について報告をいただきました。集会での発言を紹介いたします。



- まず、前提として、次の事実を確認しておきたいと思います。すなわち、
- ① 1987年1月、国鉄分割・民営化の最終段階で、JRの本州3社や貨物の採用候補者名簿には採用を希望する国鉄労働者全員が記載されていました。つまり、JR東日本では採用希望者全員が採用される予定でした。
 - ② ところが、2月初め、国鉄の職員局長・葛西敬之は、総裁室長・井手正敬らと協議の上、分割・民営化に反対する労働組合の組合員を差別的に不採用、すなわち解雇するための不採用基準を策定しました。
 - ③ 葛西らは、職員局職員課補佐であった深澤祐二（現JR東代表取締役）、伊藤嘉道やに基準に従って、分割・民営化に反対する労働組合の組合員約100名を削除した名簿を作成させ、設立委員会に提出しました。
 - ④ そして、設立委員会は、この不採用基準を正式に決定し、この約100名の組合員のJRへの採用を拒否しました。結果、動労総連合の組合員のうち、13名が不採用となりました。

この不採用は労働組合の組合員であることを理由とした不利益取扱であり、労働組合への支配・介入に他なりません。国鉄によるこの明らかな不当労働行為は、動労千葉とその組合員が旧国鉄（鉄道建設・運輸施設整備支援機構）の責任を追及した訴訟で、2012年6月、東京地方裁判所・白石哲裁判長の判決、2013年9月、東京高等裁判所・難波

孝一裁判長の判決において認定され、2015年6月、最高裁判所の上告棄却によって旧国鉄の不当労働行為責任が確定しています。この時点で、不当労働行為が行われた1987年からすでに30年近くがたっていました。旧国鉄やそれを引き継いだJR東日本が、この不当労働行為の事実を隠蔽してきたためでした。

ところで、この訴訟の最終段階で、極めて重要、決定的な事実が判明しました。それは、冒頭述べた不採用基準の策定は、JRの設立委員会の委員長であった斎藤英四郎が葛西、井手に命じたものであったこと、その不採用基準を設立委員会が決定していたことです。

国鉄改革法23条5項は、「職員の採用について、設立委員がした行為は、JRががした行為とする」と規定されています。つまり、設立委員のした不当労働行為はJRがした不当労働行為とされ、JRがその責任を負うこと、すなわち、不採用の原状回復として採用すべき義務を負うこととなります。

そこで、最高裁による不当労働行為責任の確定を受け、動労総連合はJR東に不採用とされた組合員の採用を求め、併せて団体交渉を申し入れましたが、JR東は採用も団交も拒否しました。そこで、2018年、動労総連合と組合員10名は、千葉県労働委員会に不当労働行為救済命令の申立てを行い、その却下決定を受け、中央労働委員会に再審査の申立てを行い、その却下決定を受けて、2020年7月、国（中央労働委員会）を被告として、この中労委決定を取消すこと（取消訴訟）、救済命令を出すように中労委に義務付けること（義務付け訴訟）を求めて東京地方裁判所に訴訟を提起しました。これが、現在、係属している1047名・中労委決定取消訴訟です。

JR東は、この訴訟の前段の千葉県労委や中労委の審理では、「当事者ではない」「（分割・民営化により解雇された組合員らは）社員ではない」と言い張り、審理に出席せず、県労委も中労委も、JR東を出席させることなく、決定を出してきました。しかし、この訴訟では、2021年9月、裁判所は訴訟参加を決定し、JR東は本件訴訟の当事者になっています。しかし、JR東は裁判所の呼出しにも応じず、逃げ隠れを続けています。

その後、昨年4月、訴訟は尋問まで進み、組合側の田中委員長、中村さん、小玉さんから組合員の本人尋問まで終了しました。ところが、この尋問が終了した直後、新任の須賀裁判長はじめ3名の裁判官は、いきなり、井手正敬、訴訟参加人JR東代表者の深澤祐二の尋問申請を却下しました。

本件不当労働行為の張本人は、先ほど述べた井手と斎藤英四郎、葛西敬之の3名ですが、斎藤、葛西は亡くなっています。また、深澤は、葛西の下で本件不当労働行為を実行し、その後、JR東で順調に出世し、代表取締役にならざるを得ない。原告ら組合員の採用拒否という不当労働行為を継続してきた張本人でもあります。設立委員による本件不当労働行為を立証するためには、必要不可欠な最重要証人です。その申請を却下した須賀裁判長ら3名の裁判官は、組合側を不当に不利に扱うものであり、公正中立な裁判所の任務を自ら放棄したものと云わざるをえません。そこで、組合側は、即座に、3名の裁判官の忌避を申し立てました。

この忌避申立によって、その後、審理は中断しています。忌避申立については、東京地裁の却下決定、その抗告事件については東京高裁の却下決定を受けて、現在、最高裁に特別抗告を申し立て中です。本年1月31日付で、最高裁から、記録到着通知書が届いたところです。

裁判所は、決して公平中立な機関ではありません。逆に、極めて政治的で、国策のためなら何でもやる国家機関・権力機関です。60年安保の前年の1959年、日米安保条約による米軍の駐留は憲法9条2項の「戦力」であるとして砂川事件の一審で無罪判決が出されました。伊達判決です。この無罪判決に対し、当時の最高裁長官田中耕太郎はアメリカのマッカーサー大使と面談を重ねし、最高裁での審理の進行や判決内容まで決め、決めたとおりに全員一致で日米安保の違憲性を否定する判決を出しました。

最近でも、2016年から昨年まで、辺野古新基地建設工事を巡る沖縄県と国の訴訟で出された10件の判決はすべて、国策に従い、沖縄民衆の民意を踏みにじって、沖縄県を門前払いで敗訴させてきました。

決して、このような裁判所に期待することはできません。我々は、このような裁判所を動かす強い力を持たねばなりません。

本件訴訟は終盤戦、最終局面に突入しています。国鉄分割・民営化時の設立委員による不当労働行為、JR東の不当労働行為責任を明らかにするためには、あと一步、極めて重いあと一步が必要な情勢にあります。勝利に向けて、皆様のご支援を深くお願い申し上げます。

〈2023年4月14日 動労総連合・田中委員長証言〉

2023年4月14日、国鉄1047名解雇撤回・JR復帰・団交開催を求める行政訴訟（東京地裁・第13回）で証人尋問が行われました。以下は、動労総連合・田中委員長の証言録です。（一部省略。「――」で始まる段落は弁護士からの質問）

――前提としてお聞きしますが、分割・民営化が持ち上がる前、国鉄には複数の労働組合が存在しましたね。

はい。

――少し話を単純にして聞きますが、主要な組合として、国鉄労働組合、国労と、国鉄動力車労働組合、動労がありましたね。

はい。

――動労千葉は、1979年に動労の千葉地方本部が分離・独立して結成された労働組合ということでしょうか。

はい、そうです。

――分割・民営化を掲げることになる第二次臨時行政調査会、第二次臨調が発足したのは1981年ですが、動労千葉の分離・独立は、分割・民営化とは関係ないということでしょうか。

はい、直接は関係ありません。

――分割・民営化が持ち上がった当時、動労千葉や国労はもちろん、動労も国鉄の分割・民営化に反対していたんですか。

はい。その反対の強弱は違いましたが、反対をしていました。

――その後、動労は賛成に回り、分割・民営化に賛成していたほかの労働組合と一緒に作られた国鉄改革労働組合協議会、改革労協を作ったということでしょうか。

はい、そうです。



——次に、分割・民営化が進む過程についてお聞きしますけれども、第二次臨調が国鉄の分割・民営化をすべしという基本答申を出したのは1982年7月ですが、国鉄が分割・民営化された1987年4月まで、どれくらいの職員が国鉄を去ったんでしょうか。

第二次臨時行政調査会が設置された81年度当初の国鉄職員数が定員ベースで40万を超えていまして、実際上の要員はもっとそれよりも2万人ほど多かったと思うんですが、それが、国鉄が民営化をされて、JRに採用された人数は20万5000人余りでしたんで、20万人以上、22万人ほどが6年間の間に国鉄を何らかの形で、去った、あるいは追われていったということになります。

——この分割・民営化を田中さんは当時どのように捉えていましたか。

これは民営化ということを経印に行われましたが、民営化という手段を使った国鉄労働運動の解体攻撃であり、単に国鉄だけではなくて、戦後最大の日本の労働運動に対する解体攻撃であるというふうに考えましたし、この過程で起こるであろうことは戦後最大の首切り攻撃でもあるというふうに捉えました。

——そのことを確信したような出来事はありませんか。

それは国鉄分割・民営化の過程の激しい労組潰し攻撃がそうだったんですが、それが終わった後になりました、国鉄分割・民営化を主導したその当時の首相、中曽根総理ですね、が、雑誌ですとか、あるいはテレビのインタビューに答えてなんですが、自分は、国鉄の民営化で、国労、国鉄労働運動を潰せば、総評も潰れる、社会党も潰れる、こうしてお座敷をきれいにして立派な憲法を安置する、こういう明確な意思の下に行ったんだという趣旨のことを何度も述べておりまして、やっぱりそうであったんだということは、政権のトップが言っているとおりました。

——国鉄分割・民営化の過程の中で、それに反対する労働組合に所属する職員はどのように扱われましたか。

激しい攻撃の対象になりました。国鉄の民営化を強行するためには、もう何度にもわたって数万名規模の要員削減、要員合理化を行って、その結果として生まれるのは余剰人員なわけです。で、余剰人員を、組合を狙い撃ちにした形で職場から配転をしていく。こうしたようなことが攻撃の一番中心な在り方だったわけですけれども、千葉でもやはり同じことが起きまして、分割・民営化攻撃が動きだした一番初めの頃にあったのが、運転士だった私たちの組合員、千葉鉄道管理局管内では運転士の過半数を私たちの組合員が占めていましたんで、が運転士から外されて、余剰人員というレッテルを貼られて、駅の乗客の尻押しですとか、そういう形で配転されていくということから起きましたし、

その後は、私たちの組合員がハンドルを握っていた行路、千葉ですから、千葉と東京の間を運転していますので、東京側からでも運転ができるわけです。この国鉄分割・民営化の過程の中で、こうした乗務行路の一万数千キロ分が千葉から東京に業務移管をされて、そうすると私たちの組合員が余剰人員化される。で、その組合員は、例えば配転するために作られた、売上げのほとんどない

ミルクスタンドですとか、直営売店ですとか、無人駅ですとか、こういうところに配転をされていく。

そうしたことが国鉄分割・民営化の過程でもうずっと絶えることなく行われ、更には、もう最終段階の86年になりますと、全国の1400か所以上に人材活用センターという職場が作られて、人材活用とは名ばかりで、国鉄分割・民営化に反対する組合、つまり国労ですとか動労千葉の組合員、あるいは活動家を職場から排除しておくための職場です。仕事は全くない、あるいは嫌がらせのために毎日炎天下の中、草刈りをやらせたりとか、もう使う当たらない古いロッカーを持ってきて、ペンキ塗りを毎日やらせたりとか、そんなことまでやられて、組合からの脱退が強要される、こんな状態でした。

——陳述書の中に、首切り三本柱という言葉が出てきます。これはどういう意味ですか。

これは1984年に2万4000人の要員削減とセットで提案されたもので、三本柱というのは、早期退職、一時帰休、出向というのを三本柱と言うんですが、2万4000人の合理化の結果、余剰人員化された者を早期退職させたり、一時帰休させたり、出向に出したりするという中身で、余剰人員対策というふうに称されたんですけれども、これを認めない組合については雇用安定協約を破棄するという、そういう攻撃でした。雇用安定協約というのは、経営上の都合により解雇は行わないということを労使で確認した協約で、それを破棄するというようなことがあります、これが国鉄分割・民営化攻撃が職場に吹き荒れる初めのほうの段階で起きたことです。

——逆に、その三本柱に応じた人はどう評価されたんですか。

国鉄当局としては、それを高く評価して、その後の、まあ最終的には職員の採用等に勘案するというような、そういう考え方でした。ね。

——動労千葉は、こうした分割・民営化に対してどのように闘いましたか。

私たちは先ほど述べたような立場でしたんで、反対して運動を起こすということを決定しまして、全国の様々な多くの仲間たちに呼び掛けたりとか、あるいは国鉄当局への申入れや団体交渉、抗議行動、国鉄分割・民営化を進める国に対する要請、抗議行動、様々な行動を起こしました。その一番の闘いの中心になったのは、85年と86年に実施した国鉄分割・民営化反対の2波のストライキということでした。

——田中さん御自身も、先ほど話されたとおり、第1次ストで解雇されたということですかね。
はい、そうです。

——田中さんを含めて、2度のストライキで解雇された方は何人いましたか。
両方含めまして、28名の組合員が公労法違反ということによって解雇されました。

——ストによる直接の解雇者以外にも、この2波のストライキにおける処分を理由として、訴訟参加入東日本旅客鉄道株式会社、

以下、JRと言いますけれども、採用されなかった組合員は何人でしたか。12名です。

——この2波のストライキでの処分は、過去の処分例から見ると、重かったんでしょか、軽かったんでしょか。国鉄の歴史、国鉄労働運動の歴史と言ってもいいんですが、見ますと、それまでに前例がないほどの重処分でした。

——何か具体的に比較しやすいものを御存じですか。

それまでの考え方というのは、確かに国鉄労働者は公労法によってストライキを禁止されてきましたけれども、しかし、それは限定的なもので、問えるのはごく中心的な指導責任だけというのがそれまでの判断で、例えば、国鉄の歴史の中では、一番大規模なストライキというのは、1975年のスト権ストというふうに命名されているストライキで、これは、国労、動労を始め、当時の国鉄の主要組合が全部統一行動をとり、旅客、貨物も含めて、全列車を8日間にわたってストップさせ、ストライキ権の回復を求めた闘争なわけですけれども、その規模からすれば、私たちの国鉄分割・民営化のときのストライキと比べるといいですか、比べようもないんですが、少なくとも数十倍、数百倍の規模のストライキだったわけですから、それでも参加した全労組の役員を全部含めて解雇者は15名という状況でしたから、途方もない重処分だったというふうに言えると思います。

——スト権ストの際は、8日間にわたって全国全線区が全面的に止まったということですね。

はい、そうです。ちなみに、当時の動労千葉地本、動労千葉の前身ですね、もストライキに参加していますが、解雇者はゼロでした。——このような不当な重処分に対して、動労千葉はどのような行動をとりましたか。

強く抗議をして、解雇撤回を求めました。大衆的な行動のほかにも、国鉄を相手にして、解雇の撤回を求める、雇用関係の確認を求める裁判闘争を起しました。

——審判決はどのようなものでしたか。

85年のストライキを第1波ストライキ、86年のストライキを第2波ストライキと言っています。それぞれ別個の裁判にはなりませんが、双方含めて言いますと、28名中12名が解雇権の濫用という判断で、解雇は無効という判決になりました。

——で、控訴されたわけですね。

はい、そうです。双方の控訴ですね。

——結果としてはどのように終わったんでしょうか。

高裁の段階で裁判所から和解協議をしないかという話がありました。この和解協議は2年間以上続いたと思うんですけども、2年間ほどの和解協議をした結果として、28名全員の公労法解雇は撤回をして、和解時点で雇用関係がなくなった、退職したものとするという中身。それに伴う金銭解決ですとか、あるいはストライキに対して起こされていた数千万円の損害賠償訴訟なども国鉄側が

取り下げる等々の中身で和解が成立をしました。

——田中さんはこの和解についてどのように捉えましたか。

公労法で解雇された処分が全員撤回されたということは非常に大きく評価をしています。ただ、その時点ではもう国鉄は消滅を以ていて、その国鉄の仕事はJRに移行してしまっていて、国鉄時代の公労法の解雇ですから、本来ならば、僕らが求めていたのは、解雇が無効になればJRに採用されるべきだというのが、国鉄の民営化ということで、本当の原状復帰に至る回路が断ち切られてしまったということは本当に残念でした。だから、和解せざるを得なかったということなんですから、それは勝利的和解として組合としては高く評価をして、臨時大会を開いて、組合員全体でこの和解を確認しました。それと、このときにもう1つ考えたことは、公労法の解雇がこういう形で一部とはいえ無効になったり、全員の解雇を消すという形で和解ができたということは、その次の段階で、ストライキのときに停職処分を受けていた者たちがJRへの採用を拒否されたわけですね。そうすれば、この12名の仲間たちがJRに復帰する道筋がこの和解で切り開くことができるんじゃないか、そういうふうなことも考えまして、この和解を評価しました。

——いわゆるJRの不採用問題についてお聞きしますが、国鉄改革法では、JRへの採用は、設立委員会が採用基準を作り、これを国鉄を通じて国鉄の職員に示し、採用の意思を表示した者から採用基準に従って選定して採用者名簿を作成し、設立委員会に提出する。設立委員会はこの名簿に従ってJRの職員として採用すると、こういう建て付けになっていますね。

はい。

——採用通知を受けなかった職員は国鉄清算事業団に送られ、3年後に解雇されたと、こういう形になっていますね。はい、そうですね。

——この国鉄清算事業団に送られ3年後に解雇されたのが1047名いた、これがいわゆる1047名問題ですね。そうですね。

——採用希望者が本州と四国では閣議決定された採用予定者数を下回ることが分かったのはいつ頃分かりますか。国鉄分割・民営化の年、1987年の1月17日頃だったというふうに聞いています。

——それは誰から聞いたんですか。

これは裁判の過程で、職員局の伊藤さんという課長補佐の証言の中で、ああ、そうだったんだということを知りました。

——採用希望者が採用予定者を下回ると国鉄から正式に各労働組合に説明されたのはいつか覚えていますか。

これは1月28日で、各国鉄の職員、労働者の採用の希望の意思を確認する調査の集約が87年1月28日だったんですね。で、その集約がされたその日に、国鉄当局は各組合に、採用状況はこうなったということを説明しています。

—その翌日の29日に、国労の要請活動に対して、橋本龍太郎運輸大臣が何と答弁したか知っていますか。

国労が組合所属による採用の差別がないように国に要請行動を行ったという中の話なんですけれども、橋本大臣が述べたのは、国会における特別決議、これは採用について組合所属による差別がないよう特段に留意するという決議ですが、これを尊重すること、労働処分、職員管理調書については選別の基準にしないということを書いていきます。

—労働処分というのは何でしょうか。

労働組合活動の中で処分された。つまり、私たちの組合員がストライキによって解雇処分を受けたり、停職処分を受けたり、減給、戒告とかという処分を受けたり、こういうのが労働処分と言って、例えば一般の遅刻をしたですとか、不祥事をしたという、一般の処分と分けているということですね。

—管理調書というのはどういったものでしょうか。

これは、国鉄の民営化に向けて、国鉄当局が、全国鉄職員の勤務評価ですとか、様々な、どんな職種を経ているだとか、日常のことを記載した、言わば全職員のデータがそれに入っているという中身で、この中に組合所属の別も記載されていたということが問題になりました、つまり、国鉄職員をどう振り分けるのかに向けて国鉄当局が作った台帳、調書です。

—この管理調書については国会でも問題とされていきますよね。

はい。国会でも、組合所属による差別ということが、これは社会的な問題にも随分なっています、国会でも繰り返し繰り返し、そういうことがあってはならないということが審議をされて、その中で、国鉄当局が管理調書を作っているということ、これが組合所属による差別につながるのではないかとということが審議の対象になり、国鉄総裁も、あるいは橋本運輸大臣も、そういうものとしては使わないという趣旨のことを繰り返し述べていて、特に国の国会での答弁は、職員の採用の基準というのは設立委員会が作るものであって、この管理調書というのは、国鉄総裁がそこに持ち込んで、きたものであるけれども、それは、設立委員会から、この職員の職の経歴はどうなのかとか、そういうことが問われたときに使う限りで、それ以上の使い方はしないというようなことが国会の答弁でした。

—先ほどの、採用希望者が採用予定者数を下回ると国鉄から正式に各労働組合に説明された1月28日の前の23日に、改革労協がどのような指示を出したか御存じですか。

改革労協が傘下の各単組あるいは地方組織に対して指示文書を出しているんですけども、それは、その前日、1月22日に改革労協の幹部の会議、事務局長・事務局次長会議というふうに言ったと思うんですが、聞かれて、その中身を指示したものであるんですが、その時点で改革労協は、JR本州3社とJR四国については採用希望者の人数が閣議決定された人数を下回るということを国鉄当局から説明をされていたんですね。それに激しく反発をしまして、国鉄分割・民営化に反対した職員まで採用するとは何事だとい

うことを怒りまして、具体的に言うとう国労や動労千葉の組合員のことです。それで改革労協としては、国鉄に対して、採用枠そのものの見直しも含めて要求していくことを1月22日に確認をして、その翌日の文書というのは、こういう申入れを中央つまり改革労協本部と国鉄本社の間でも行うので、各地方機関に対しても、各地方鉄道管理局等に対しても、各地方組織が緊急の申入れを行いなさいと、そういう指示文書が出されています。

——その翌日の24日に、先ほどの伊藤補佐の名前で、各下部機関の人事課長宛てに指示が出されていますね。
はい。

——どのような内容だったか分かりますか。

恐らくその前日の改革労協の申入れを受けてのことだろうと思うんですが、既にその時点では、前年の年末から1月にかけて、このJRにそれぞれ希望するのかという採用希望調査が全て終わって、一旦、各地方鉄道管理局から上げられた採用希望の名簿は内々では集約をされていたんですが、改めて伊藤補佐の名前で、各地方鉄道管理局に対して、その採用希望者の人数を組合ごとに分けて報告をしてほしいという、本社から各地方機関、鉄道管理局に対する指示文書が出されています。ちなみに、採用候補者等々の名簿というのは地方管理局で作られていて、本社が一括して把握していたものではないので、本社は全体を把握するためには地方機関にそういう要請をせざるを得なかったんですね。そういうものでした。

——先ほどの管理調書等は地方機関で持たれていたと。
はい。

——29日に国鉄と改革労協が労使協議会を開きましたね。
はい。

——どのような内容だったか覚えていますか。

これも先ほどの改革労協の申入れに基づく協議だったと思います。国鉄側からは、国鉄総裁以下、国鉄の幹部が出席をしていますし、改革労協も本部が出席をしているものですが、繰り返し返されたのは、改革労協側からは、国鉄民営化を推進した自分たちが馬鹿を見るような対応は絶対許されないと。つまり、国鉄分割・民営化に反対した国労や動労千葉の組合員が同じように採用されることは認められないという強い意思が示されて、やはり、採用枠、閣議決定された採用人数の枠も含めて見直せという強い要求が出されましたが、一方、国鉄当局側はそれを認めることはしませんでした。国鉄民営化を推進した部分ですから、皆さんの気持ちは理解できるといふふうに言いながら、配属で区別をするというのが国鉄当局側の回答で、それで、改革労協と国鉄の間が蜜月だったものが一転して鋭い対立になったと聞いています。

——改革労協を母体として、2月2日に全日本鉄道労働組合総連合会、鉄道労連が結成されましたね。

はい。

——鉄道労連の結成大会には、杉浦喬也総裁は出席しましたか。しませんでした。

——こういった大会に通常総裁は出席するものなんでしょうか。

それまでの経緯を見れば、改革労協と国鉄当局は労使一体で民営化を進めていましたから、改革労協の大会には杉浦総裁を始め国鉄の幹部が参加するのが通例でした。しかも、この2月2日の大会というのは、改革労協に結集した各単組が全部解散をして、鉄道労連という1つの組合に結集するという、ある意味では歴史的な大会、民営化の総決算とも言うべき大会で、それが国鉄当局とともに民営化後のJRの労使関係を担うという位置付けで、そういう位置付けの大会に杉浦総裁が参加しないというのは極めて奇異なことでした。

——結成大会の特別決議がなされたのは御存じですか。

はい。これが杉浦総裁が参加しなかった一番の理由だと思っんですが、その結成大会で特別決議が上げられて、ここでも改めて、採用枠の見直しを含めて、民営化に反対したような者がJRに採用されないように重大な決意を持って闘い抜くんだということが特別決議をされていて、その意味では、そういうことが決議される場に国鉄総裁が参加することはできなかったんでしょね。

——同じ日に杉浦総裁は記者会見を聞いたそうなんですが、こういった内容だったか覚えていますか。

はい。恐らく鉄道労連の結成大会と同じ時間帯に記者会見をやっていたと思うんですが、杉浦総裁はその2月2日の記者会見で、JR本州3社、そしてJR四国については、全員が採用されることになったということを、この日、社会的に発表しました。

——同じ日の夕方に開かれた鉄道労連の結成記念レセプションに杉浦総裁が出席したかどうか分かりますか。

はい、出席しました。

——その場ではこういった発言をしたか分かりますか。

その場では、それまでの対立が一転して、皆さんの希望を受け入れる方向で進めることになったという挨拶がされています。

——皆さんの希望に沿えるようになったという挨拶って、こういった意味だと捉えましたか。

つまり、閣議決定をされた各JRの採用枠を見直す形で職員の採用を行うということです。

——同じ日の発言が180度変わっているように思えるんですが、田中さんはどのように捉えていましたか。

つまり、ここで、それまで国鉄が表明していた考え方が何らかの形で変わる決定がどこかでなされたんだろうというふうに思いました。

——採用候補者名簿が提出されたのは2月7日ですよ。

はい、そうです。

——2月12日に設立委員会が開かれましたよね。

はい。

——その中で、不採用基準が決定された。

はい、そうです。この裁判で問題になっている不採用基準というものが、この日の設立委員会で委員長から提案をされて決定されています。

——で、採用候補者名簿についても承認された。

はい。ですから、ここは本当におかしなところで、この第3回設立委員会というのは、もう2月7日に国鉄から設立委員会に提出をされていた名簿に基づいて職員の採用を確認する設立委員会なわけですね。で、その場で不採用基準というものが併せて決定される。だけど、現実にはその不採用基準というものはもう作られていて、それに基づいて作り直した名簿が提出をされていて、つまり全くおかしなことがこの第3回設立委員会で行われたということですね。

——採用通知を受けられなかった人数は、国鉄全体でどれくらいいたんでしょうか。

清算事業団に行かされたのが7628人です。

——動労千葉の12名、これが採用されなかったことについて、動労総連合や動労千葉はどのように捉えましたか。

これは明らかに組合所属による採用差別、不当解雇であるというふうに考えました。

——それに対して、裁判闘争や労働委員会闘争を開始したんでしょうか。

はい、起こしました。動労千葉の場合には、これは明らかにJRに採用されるべき者が採用されなかったというふうに考えましたので、JRを相手取った雇用関係の確認の裁判をまず起こしました。で、その後、これと並行して、1年後ぐらいだったとは思いますが、労働委員会にもJRを相手にした不当労働行為の救済申立ても行い、この双方で闘っていくことになりました。

——そういった裁判闘争や労働委員会闘争とは別に、当然、労働組合として、街頭活動とか申入れ等、それはされたんですよね。もう組合としてできる限りの行動は全力を尽くしてやりましたし、もちろん大衆的な行動だけではなくて、組合員と家族を支えなきゃいけないわけですから、そういう生活を支える活動、様々、とにかく組織を挙げた取組を行いました。

——JRに対する裁判闘争、労働委員会闘争で、JRはどのような主張をしましたか。

JRは、これは私たちとは全く関係のないことだという主張でした。つまり、JRは、国鉄が作成した採用候補者の名簿を、別に誰一人選別しないで、そのまま採用しただけで、JRには一切責任はないという主張をしたり、更には、もっと言うと、法律的にこれは新規採用であって、誰を採用しようが採用の自由があるんだ、こんな主張をしたりということ、そもそも当事者ではないとい

う考えでした。

—— 停職6か月又は停職2回以上の処分を受けている者は採用候補者名簿から外すと、いわゆる本件不採用基準があったということ、1987年当時から知っていましたか。

不採用が明らかになったのは87年の2月16日だったんですが、その少し後には、実際上そういう基準だったんだろう、ということが様々なところから聞こえてはいました。しかし、国鉄からも、JRからも、一度としてそのことがちゃんと説明されたことはありませんでした。

—— 今までないということですかね。

はい、そうです。

—— 清算事業団を引き継いだ独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、鉄建公団との訴訟の中で、先ほどの伊藤証言があったということですかね。

そうです。その裁判の中で、たしか2009年なんですが、職員局の伊藤補佐が証言されたことではつきりしたということですね。—— 動労千葉の12名を含め、本州でJR不採用になった117名は当初名簿に載っていたという話だったですか、載ってなかったという話だったですか。

その証言の中で一番びっくりしたことは、職員の不採用が分かるぎりぎりの時点まで、その当時の伊藤さんの証言で言うと、87年の1月のごく末か2月の冒頭までは採用候補者のほうの名簿に記載をされていたんだというふうなことが証言されました。

—— なぜそれが外されたということなんですか。

それが、その時期に停職処分6か月以上又は2回以上受けている、これも期限が切られているんですが、1983年度以降にそういう処分を受けている者は外せという基準が作られて、こういう基準で名簿から外しなさいと、このことを職員局の葛西次長から指示をされて、そうしたもんで、自分は各鉄道管理局に、こういう基準で名簿を作り直してくれということを指示したんだと、そういうふう証言されました。

—— 伊藤証言があった鉄建公団訴訟の一番判決は、改革労協側の姿勢に触発されるなどして、動労千葉等、分割・民営化に反対する労働組合に所属する職員を不当に差別する目的、動機の下に、名簿不記載基準が策定されたと推認するのが相当、本件名簿不記載基準が策定されなければ、原告らは採用候補者名簿に記載され、その結果、JRに採用されていたという、こういったものでしたね。

はい、そうです。

—— 伊藤補佐と同様、現在のJR東日本の社長である深澤補佐も、3人、あともう1人。

澤田補佐ですね。

——3人で分担して、それぞれ担当する鉄道管理局に葛西の指示を伝えたと、こういうふう述べていますね。
はい、そういうことだったんでしよう。

——深澤さんを証人として呼ぶべきだと思いますか。

絶対に必要で、それは単に事務的な手続をしたというだけではなくて、1983年度以降に停職6か月以上あるいは2回以上受けている、こういう基準を作るといえるのは、実際作るとなったら結構大変なことで、つまり、なんで1983年度以降かといいますと、それ以前からしてしまうと、改革労協の中心であった動労がまだストライキなどを実施していた時期で、これは改革労協の組合員まで、入っちゃうわけですね。つまり、どういう基準で、どこで切り、どうしたら一定の規模で、しかもJRの業務の遂行が困らない範囲の中で排除できるのかということについて、当然、深澤さんとか、その実務をやる者が繰り返し基準を作るためのリサーチをしているはずなんです。ですから、何があったのかということをは是非証言してもらわなければ困ると思つてます。

——深澤さんは、JR発足後、JRの人事部に配属され、その後、まあ幾つか経ているのかもしれない、人事部長にもなつていますね。

そうですね。もう1つは、つまり、それから以降の裁判の過程で証言したことが実際は真つ赤なうそだったということも、深澤さんに証言してもらえばはっきりすると思うんです。つまり、排除した名簿を作っていたのは自分だった。それを自分たちは関係ないという主張をし続けたわけですね。ですから、その辺りのこともつぶさに知っているのは深澤さんのはずです。

——先ほど田中さんが述べられた、1987年1月17日頃から2月12日までの経緯、まあ1か月に満たない期間ですけども、これが先ほどの話に出ている、改革労協側の姿勢に触発されと。

はい。

——で、それによって不当労働行為である本件不採用基準が作られ、その結果、1047名が清算事業団を3年後に解雇されたわけですね。

はい。これは画期的な判決だと私は思っておるんですけども、不採用基準ということ、そのものが不当労働行為意思に基づいて作られたということ、これがはっきりしたということですね。この同じ事件の裁判は、国労の事件、全動労の事件、数多く行われているんですが、このことを明確に判断したのは初めての判決でした。

——その1年後の控訴審判決でも、この話は維持されましたね。
はい。

——鉄建公団に対する訴訟での控訴審の弁論最終後に資料が発見されましたね。

はい。

——どういったものでしょうか。

それは、国鉄分割・民営化当時、総裁室長だった井手室長が作っていた文書で、分割・民営化過程の労使関係の内幕を自分で記録した文書でした。

——その中で井手さんはどう述べられていたんでしょうか。

驚くようなことが述べられていました。これは正に1月冒頭から2月2日と言われていた、名簿を作り直す過程のこと。前後関係を見てみますと、恐らく2月2日の場面のことだったんだろうと想定されるんですけども、改革労協が要求したような形で採用候補者名簿から外すための画策が行われていまして、その井手室長、それともう1人は葛西職員局次長、2人でJR設立委員会の齋藤委員長のところに出向いて行って、不採用基準、井手文書の表現で言いますと、選考基準という言葉を使っていますが、選考基準ということを設定委員長として決定してほしいと。で、選考基準を決定し、それに合致しない者は名簿から除いていくという考え方で、こういう考え方でいけないかということですね。それで、齋藤英四郎委員長はそれに了解を与えて、案を作りなさいというふうに、井手、葛西両氏に指示をしたということ、そういうことが赤裸々に書かれた文書でした。

——国会の中で、国鉄改革法が作られる中で、JRが採用候補者を決めると不当労働行為になる可能性がある、そういう質疑はなされていますね。

はい。

——だから、設立委員会が作るんだと。

恐らくは、その国会の中で、やはり組合所属による採用差別はしないんだというようなこと、あるいは国鉄が作っている管理調書は、採用の判断基準には基本的には使わないんだということ、こういうことを国として述べざるを得ない状況だったんですね。そういうことが背景にあったもんで、国鉄が勝手に作るということはできなかった、しかも、閣議決定された人数を覆すことになるわけですから、そういう意味も含めてできなかったんだらうと思うんです。だから、設立委員長案として決定してほしいということをねじ込みに行っただらうというふうに私は考えてます。

——田中さんは、この井手文書についてどのように捉えましたか。

何よりもですね、その文書がはっきりした時点で、もう30年もこの闘争を闘っているわけですね。裁判の場でも、労働委員会の場でも、JRが言ってきたことは、先ほども述べましたが、真っ赤なうそだったわけですね。それは本当に強い憤りを持ちました。自分がかんがえてたことを彼らは全部知っていて関係ないってね、こんなことを何十年間も続けて、自分たちの組合員の雇用が断ち切られていったんだ、しかも、それもいまだ無関係だって言い続けている、こんなことがあっていいはずがないというふうに考えました。

——JRは採用候補者名簿に載せられた人は全員採用してると言ってたわけですね。そうです。

——本来は載っていた。そうです。

——それを排除したのは設立委員会の委員だったと、そういうことですか。

はい。現JR幹部がそれに深くかかっているんですね。こんなね、おかしな話があるかって本当に思いました。

——1987年の2月2日に、先ほど述べたとおり、杉浦総裁が記者会見で述べたこととレセプションで述べたこと、これ、180度変わっていると思うんですが、杉浦総裁もこのことを知っていたと思いますか。

ええ、井手さんは総裁室長ですから、当然知っていたと思いますし、こうしたことから考えると、井手、葛西両氏と斎藤英四郎委員長との今の話は、恐らく2月2日に行われていたんじゃないかというふうに推測してます。

——そして、その結果が杉浦総裁にも伝えられて話が変わったんじゃないかと。

はい、そうです。

——先ほど言ったとおり、杉浦総裁自体も設立委員ですよ。

はい。

——この井手文書というか、井手さんが書いた文書、これは裁判に提出することはできたんでしょうか。

高裁の結審後に手に入った文書ですね、高裁に対しては提出をしまして弁論の再開を求めたんですが、それもかなわず、結局は提出することができませんでした。

——それを受けて、動労総連合としてはどのような行動をとりましたか。

旧国鉄を相手取った裁判の判決の内容と、この井手文書、この2つを合わせて考えれば、一体何が起きていたのかということは全て明らかですし、しかも、井手文書によれば、その不当労働行為として認定されたところの不採用基準、これを作ったのがJR設立委員会、作ることを命じたのがですね、ということになり、それは国鉄改革法上もですね、職員の採用について設立委員会が行った行為はJRが行った行為とするというふうになっているわけですから、全てが覆って、JRの法的責任、採用差別についての責任です、これが明らかになったというふうに考えましたんで、この文書を付してJR東日本に対し、直ちに団体交渉を開催し、僕らの組合員を1987年に遡って採用するよう求めました。

——団体交渉には応じましたか。

JRは応じませんでした。

— それに対して、動労総連合はどういった行動をとりましたか。
団体交渉の開催を求めて労働委員会にあっせんの申立てをしました。

— あっせんはとなりましたか。
JRが拒否しました。

— JRに拒否されて、その後、どういった行動をとりましたでしょうか。

大衆行動的には署名運動を行ったり等もしたんですが、それも受け取りもしないということの中で、改めてこの件を一から争い直さなきゃいけない、真実が明らかになつた以上は、つぶさに全てを明らかにしなきゃいけないというふうに考えまして、JRを、相手取つて千葉地方労働委員会に不当労働行為の救済申立てを行いました。

— それが本件で問題となっている救済命令の申立てということですかね。
そうです。

— 県労委ではどのような審理がなされましたか。

県労委の対応は驚くべきものですね、第1回調査が聞かれたその冒頭にですね、審査委員長が私どもは最高裁判決に反した命令を書くことはできませんというふうに宣言をしまして、つまり、それ以上の審理が全く行われぬという状況でした。

— 結果として、却下されてしまったと。
はい。

— 中労委に対して再審の申立てをしましたか。

はい、しました。

— 中労委はどのような対応でしたか。

中労委も全く同じような対応で、調査すら聞かないまま却下しました。

— 動労総連合、動労千葉としては、1987年の4月1日以降、一貫して12名のJRでの雇用を求めてきたということでしょうか。
はい、そうです。

はい、そうです。

— 今、証言されたことは、裁判過程、労働委員会過程、いろいろありましたけれども、そういった活動を一貫してされてきたということでしょうか。
はい、そうです。

— 最後に何か言っておきたいことはありますか。
はい、そうです。

そうですね、国鉄分割・民営化という、私たちにとっては攻撃なんですけれども、この攻撃はもう既に長い年月がたつてしまっていますけれども、私たち国鉄労働者にとって本当に人生が変わってしまうようなものだったというだけではなくてですね、国鉄だけではなく、日本の労働者全体に甚大な影響を与えました。ある意味で言うと、社会の在り方が変わってしまうような影響を与えた大事件です。

国鉄労働者に限ってみてもですね、6年間で20万人以上が職場を追われたんですよ。それで、数千名が解雇になり、家族も含めたら、これは本当に重大なことでした。労働運動の中心だった国労は24万から20万人が脱退、退職する、これほど激しい、労働組合に対する不当な破壊攻撃でしたし、こうしたことだけでなく、その後、中曽根首相が言ったとおりですね、総評は解散に追い込まれ、社会党も解散し、社会の力関係は変わってしまい、今、労働者は2100万人が非正規職で貧困が蔓延し、格差が蔓延し、それは言わば、岸田首相ですらね、新自由主義の招いた負の部分だと認めざるを得ないような現実を生み出し、社会ががたがたに崩壊し、民営化の結果、今や全国の鉄道網の半分がもう採算的に鉄道は維持できなくなり、こんな雇用の破壊、社会の破壊をもたらしたんです。

その真実がこれまでずっと隠蔽されてきたんです。それが今、ここで目の前で明らかになるようにして、真実はすぐその目の前にあって、井手さんとか深澤さんをちゃんと調べて、国鉄分割・民営化ということが一体何だったのか、そのことは、そうすればすぐ明らかになることです。それから、とにかくこの法廷で井手さん、深澤さんと呼んで、これだけ社会に大きな影響を与えた国鉄分割・民営化とは何だったのか、その真実を明らかにしてほしいということが1つです。

あと、もう1つは、先ほどからも述べたことではあるんですけども、私たちにしてみたら、もう既に三十数年にわたって真実が隠蔽されてきたんです。しかも、つぶさに何だったのかということを知ってる人間によって隠蔽されてきたんです。いや、もつと言えば、自分の手で、この12名の組合員の雇用を破壊した、その当事者によって隠され、うそがつかれてきた、こんなことがあっていはずはないんです。こんなことが時効とかという名前の下に、その全てなかったことにされていはずがないんです。

だから、それも含めて、この法廷で全部明らかにしてほしいと思いますし、私たちは、そういう努力をしてこなかったわけではななんです。裁判の中だって、その当時の事実関係の前後の状況を全部把握をすれば、恐らく僕らの組合員12名は名簿に記載されているんだらうというふうにも考えて、それを設立委員会の場で排除されていたんではないかと考えて、そのJRを相手にした裁判の場ではですね、名簿を提出してほしいということまで裁判の場で主張して、そのときはこんな井手文書なんかの事実は知らないときです。伊藤証言も知らないときです。出てきたのは紙1枚、載っていませんでした。確かに載っていませんでした。でも、それは真つ赤なうそで、自分たちが排除した結果、載っていないかったということ、こういうことだったんです。

そういう僕らはもうできる限りの努力をし続けて30年間来て、解雇された仲間たちはもう困難な生活の中で30年間、自分たちは決して間違ったことはしていないし、国鉄分割・民営化が間違っていたんだと、この一念で家族も含めて頑張ってきた、こういうこと

を時効などという言葉の中で解消しないでほしい、そういうことが一番言いたいことです。今、この時代に働く者の権利がここまで破壊されたときに、これを回復しなきゃなりません。回復する、この1つの一番大きな力が、その出発点であった国鉄分割・民営化とは何であったのかということ、このことを明らかにすること、これ抜きには、今、破壊された働く者の権利は回復しないと思ってるんです。ですから、そうした大きな意味も含めて、とにかく法廷にできることは限られているかもしれませんが、真実を明らかにすることはできるはず。それを要請したいということです。